

## 新規創設 働き方改革支援コース

2019年4月1日から  
制度開始!

働き方改革に取り組む上で、人材を確保することが必要な中小企業が、新たに従業員を雇い入れ、一定の雇用管理改善を図る場合に助成されます

- 計画達成助成：雇い入れた従業員1人当たり600,000円（短時間は400,000円）上限10名まで
- 目標達成助成：目標を達成した場合1人当たり150,000円（短時間は100,000円）

### 働き方改革に取り組むとは

「時間外労働等改善助成金（時間外労働上限コース、勤務間インターバル導入コース、職場意識改善コース）」の支給を受けた中小企業のことを指します

### 時間外労働等改善助成金

※いずれのコースも支給対象事業主数は国の予算額に制約されるため、締切り予定日以前に受付を締め切る場合があります

### 時間外労働上限コース

2020年4月1日から、中小企業にも  
時間外労働の上限規制が導入されます!

事業実施計画において、2019年度又は2020年度に有効な36協定の延長する労働時間数を短縮して、既定の上限設定を行い、労働基準監督署へ届出する。

- ⇒ 2019年11月29日（金）までに申請
- ⇒ 交付決定日から2020年2月22日（土）までに取り組みを実施
- ⇒ 2020年2月28日（金）までに申請
- ⇒ 成果目標の達成状況に応じて、取り組みの実施に要した経費の一部が支給されます

### 勤務間インターバル導入コース

2019年4月から、制度の導入が  
努力義務化されました!

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息时间」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るものです。

事業実施計画において、成果目標【休息时间数が

「9時間以上11時間未満」又は「11時間以上」の勤務間インターバルを導入】

- ⇒ 2019年11月15日（金）までに申請
- ⇒ 交付決定日から2020年1月15日（水）までに取り組みを実施
- ⇒ 2020年2月3日（月）までに申請
- ⇒ 成果目標を達成した場合に取り組みの実施に要した経費の一部が支給されます

お申し込みは  
お早めに!!

# 助成金 徹底活用!!

※掲載は「中小企業事業主」の場合の助成額となっております



契約社員・パート社員などの有期雇用契約社員がいる会社向き

## キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成される制度です。

正社員登用をお考え中の契約社員がいる場合には

→ 正社員化コース

有期契約社員（パート・アルバイト社員等）を正社員に転換、または派遣社員を直接雇用した事業主に対して助成されます。

- 1人当たりの助成額※1年度20人まで
  - ① 有期→正規 57万円 <72万円>
  - ② 有期→無期 28万5千円 <36万円>
  - ③ 無期→正規 28万5千円 <36万円>

※<>は生産性の向上が認められる場合

※条件（対象者が母子家庭の母等）により助成金が上乗せされる場合もあります



# キャリアアップ助成金

契約社員・パート社員などの  
有期雇用契約社員がいる会社向き



働き方改革！同一賃金に変更しようとお考えでしたら

## 賃金規定等改定コース

すべてまたは一部の有期契約社員（パート・アルバイト社員等）の基本給の賃金規定等を増額に改定し、実際に昇給させた場合に助成されます ※対象者の数により助成額が変わります

①すべての有期契約社員の賃金規定等を2%以上増額に改定した場合

1～3人	95,000円	<120,000円>
4～6人	190,000円	<240,000円>
7～10人	285,000円	<360,000円>
11～100人	28,500円/人	<36,000円>

②一部の賃金規定等を2%以上増額に改定した場合

1～3人	47,500円	<60,000円>
4～6人	95,000円	<120,000円>
7～10人	142,500円	<180,000円>
11～100人	14,250円/人	<18,000円>

※中小企業において3%以上増額に改定した場合、助成金が加算（1事業所あたり1回のみ）

- ・すべての賃金規程等改定 1人あたり14,250円 <18,000円>
- ・一部の賃金規程等改定 1人あたり7,600円 <9,600円>

※①②共に1年度1企業あたり100人まで、申請は1回のみ

## 賃金規定等共通化コース

有期契約社員（パート・アルバイト社員等）に関して正社員と共通の職務等に応じた賃金規定等を作成し、適用した場合に助成されます

- 1事業所1回のみ：570,000円 <720,000円>
- 2人目以降 1人あたり20,000円 <24,000円> 上限20人まで

## 諸手当制度共通化コース

有期契約社員（パート・アルバイト社員等）と正社員に共通の諸手当制度を新たに作成し、適用した場合に助成されます

- 1事業所1回のみ：380,000円 <480,000円>
- 2人目以降 1人あたり15,000円 <18,000円> 上限20人まで

子育ても一段落して労働時間を延ばしたい！とご希望の短時間勤務の方はいませんか？

## 短時間労働者労働時間延長コース

※H31年4月1日から助成額アップ!!

短時間勤務者の週の所定労働時間を延長し、新たに社会保険に加入させた場合に助成されます 1人当たりの助成額※1年度15人まで

- 週所定労働時間を5時間以上延長した場合  
225,000円/人 <284,000円>

●「賃金規定等共通化コース」等と併せて該当者の手取り収入が減少しないよう、週の所定労働時間を1時間以上5時間未満延長した場合

1時間以上2時間未満	45,000円/人	<57,000円>
2時間以上3時間未満	90,000円/人	<114,000円>
3時間以上4時間未満	135,000円/人	<170,000円>
4時間以上5時間未満	180,000円/人	<227,000円>

# 働き方改革



雇用の安定と社員の生産性アップで益々の発展を願うなら

# 人材確保等支援助成金

## 人事評価改善等助成コース

生産性向上のための能力評価を含む人事評価制度等を整備し、定期昇給等ではない賃金制度を設けることにより、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る場合に助成されます

●人事制度の見直しをしてみませんか？

- ・制度整備助成：50万円  
生産性向上に資する人事評価制度及び賃金制度を整備し、2%以上の賃金アップを含む人事制度を整備し、実施した場合に支給



●制度を運用し実行できると3年後に支給されます!!

- ・目標達成助成：80万円  
人事評価制度等整備計画の認定申請時から3年経過後に申請し、生産性要件を満たすとともに、賃金アップと離職率の低下を実現した場合に支給

# 両立支援等助成金



働きながら子育てを行う社員が、安心して働き続けられるための制度を作成しませんか？

男性社員が育児で休業を取得する予定はありませんか？

## 出生時両立支援コース

男性社員が育児休業を取得しやすい職場の雰囲気づくりに取り組み、かつ、男性社員のお子さんの出生後8週間以内に開始する育児休業を取得させる「育児目的休暇」を導入し、実際に男性社員が利用した場合に助成されます

### ●男性労働者の育児休業

男性社員が連続した5日以上の育児休業を取得した場合に助成されます

1人めの育休取得	57万円	<72万円>
2人目以降の育休取得		
A 育休5日以上	14.25万円	<18万円>
B 育休14日以上	23.75万円	<30万円>
C 育休1ヶ月以上	33.25万円	<42万円>

### ●育児目的休業

男性社員がお子さんの出生前後に、育児や奥様の出産支援のために取得できる「育児目的休暇の制度」を新たに導入し、就業規則等に規定し、育児目的休暇を取得した場合に助成されます

育児目的休暇取得：285,000円 <360,000円>

★育児休業を取得しやすい職場づくりの取組例

- ・子が生まれた男性に対して、管理職による育休取得の勧奨を行う。
- ・管理職に対して、男性の育休取得についての研修を実施する

仕事と家庭の両立を支援する制度を整備しませんか？

## 育児休業支援コース

育休復帰支援プランを作成し、プランに基づき、社員の円滑な育児休業取得、職場復帰に取り組むと助成されます ※中小企業事業主のみ対象

- ①育休取得時 育休復帰プランを作成し、育休を取得させた場合：  
285,000円 <360,000円>
- ②職場復帰時 ①の対象者に育休復帰支援プランを実施し、定期的に職場の情報提供をしている場合：285,000円 <360,000円>
- ③代替要員確保時 育児休業取得者の職務を代替する人を確保し従事させた場合：  
475,000円 <600,000円>
- ④職場復帰後支援 育休からの復帰後、仕事と育児の両立が困難な労働者のため、「A. 子の看護休暇制度」または「B. 保育サービス費用補助制度」などの支援制度の導入に取り組んだ場合に助成  
285,000円 <360,000円>

◆中小企業事業主とは A. または B. の要件を満たす企業

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他業種	3億円以下	300人以下